

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 組織体制・指揮命令系統

災害発生時には、災害廃棄物及び生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理を円滑かつ迅速に行うため、市災害対策本部清掃班を中心として、災害廃棄物等の処理を担当する組織を立ち上げる。

なお、損壊家屋等の解体や災害廃棄物（撤去等廃棄物）の収集運搬等は土木・建築系の作業が中心であり、設計、積算、現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築系の人材など、対策部の他班との連携が重要となる。

参考：災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29年3月 環境省東北地方環境事務所）

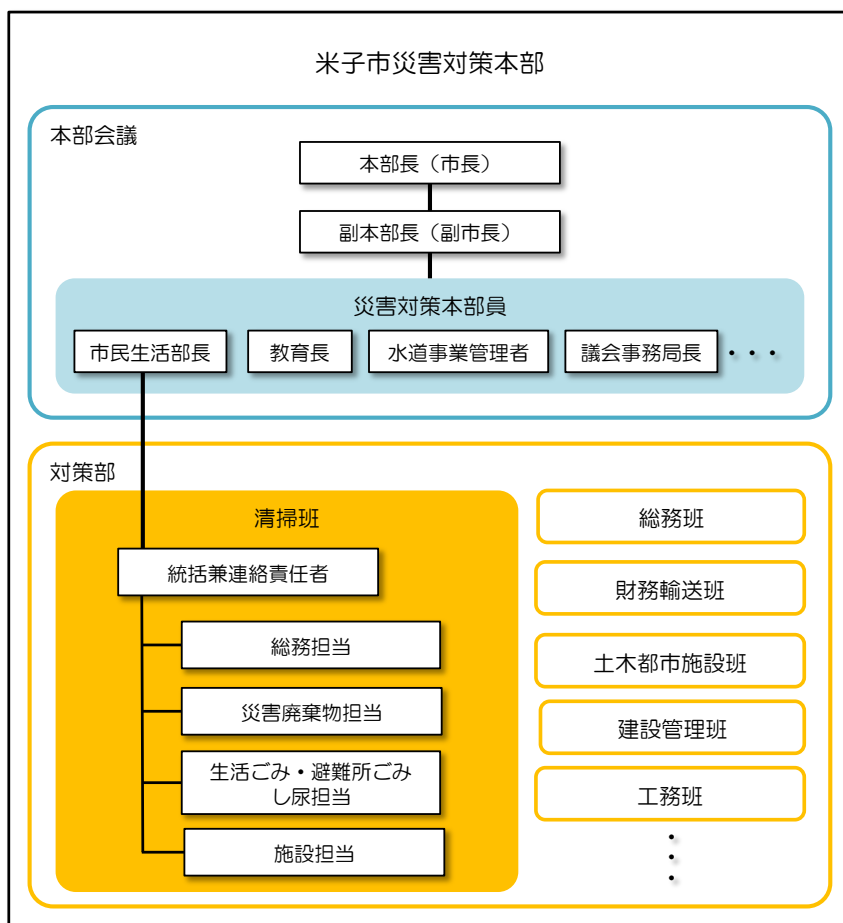


図 1 災害廃棄物処理に係る組織体制

第2節 情報収集・連絡

(1) 情報の収集

災害発生時には、人命救助を最優先しつつ被害状況の把握を行い、次の情報を収集する。これらの情報をもとに、通常の一般廃棄物の収集運搬、処分体制が維持できるのかどうかの判断を行う。

- 職員の安否情報、参集（見込）状況
- 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- 収集運搬車両・機材の被害状況
- 電力、ガス、上下水道等ライフラインの供給状況
- 道路等の被害状況
- 避難所数、避難者数及び仮設トイレの設置状況
- 全半壊の損壊家屋数
- 水害又は津波の浸水範囲
- 一部事務組合や隣接する他市町村の状況

参考：災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成29年3月 環境省東北地方環境事務所）

(2) 連絡

収集した被害情報等は、被害情報等連絡表等により、市災害対策本部総務部総務班に報告するとともに、一般廃棄物処理施設被害状況報告書により、県循環型社会推進課へ連絡する。

第3節 協力・支援体制

1 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、市はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、本市地域防災計画に基づき、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要がある。

なお、人命救助やライフライン復旧には、自衛隊や警察、消防、道路部局等、さまざまな部局等が関係するため、情報の一元化の観点から市災害対策本部対策部各班と調整のうえで連携する。

自衛隊・警察・消防との連携に当たっての具体的な事項

【発災初動期の留意事項】

- ・ 災害廃棄物の撤去
- ・ 思い出の品の保管
- ・ 貴重品の搬送・保管
- ・ 不法投棄の防止
- ・ 二次災害の防止

【災害応急時の対応事項】

- ・ 放置車両等により道路が通行できないことも想定されるため、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。
- ・ 災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。
- ・ 有害物質のハザードマップを用いて、関係者へ有害物質の保管場所を周知するとともに、優先的な回収・処理を心がけ、二次災害の防止に努める。

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

2 県、国との連携

災害廃棄物処理に当たっては、本市が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量により自区内での処理が困難な場合が想定される。鳥取県災害廃棄物処理計画において、被災市町村での処理が困難な場合は、近隣市町村や民間の既存施設を活用して地域間の連携により県内処理を目指すとしており、その際は県が主催する「災害廃棄物処理対策協議会」において県が主体となって受入調整が行われることになる。そのため、自区内での処理が困難な場合は、支援要請書により、鳥取県に対し支援を要請することとする。

災害廃棄物処理対策協議会

【構成】

県災害廃棄物対策チーム（事務局）
市町村・事務組合等廃棄物担当課
災害廃棄物処理協定締結団体

【役割】

処理体制の構築、役割分担の整理、廃棄物の受入調整

なお、県内の地域区分は、平時のごみ処理体制に基づき、次の表に示す3つが基本となる。

表 1 県内の地域区分

地域区分	構成市町村
東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

(1) 最大想定時の県内の組織体制

最大想定時の災害廃棄物の量は、全半壊家屋の解体撤去に伴って発生するがれき等を中心に、通常年間に市が処理する一般廃棄物の約12倍に相当する膨大な量が発生することが見込まれる。さらに、災害がれき等は日常市が処理を行うことがない性質の廃棄物であり、また広範囲にわたり発生することを踏まえ、迅速な処理及び復興に向け、県に災害廃棄物処理の事務を委託することを想定した体制づくりを基本とする。

なお、市が県に災害廃棄物処理の事務を委託するには、地方自治法第252条の14の規定に基づき、県及び本市のそれぞれの議会の議決を得て規約を定めて行う必要がある。事務委託に関する事務の円滑化の観点から、県災害廃

棄物処理計画の巻末資料「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」案を参考に、処理体制の整備を図るものとする。

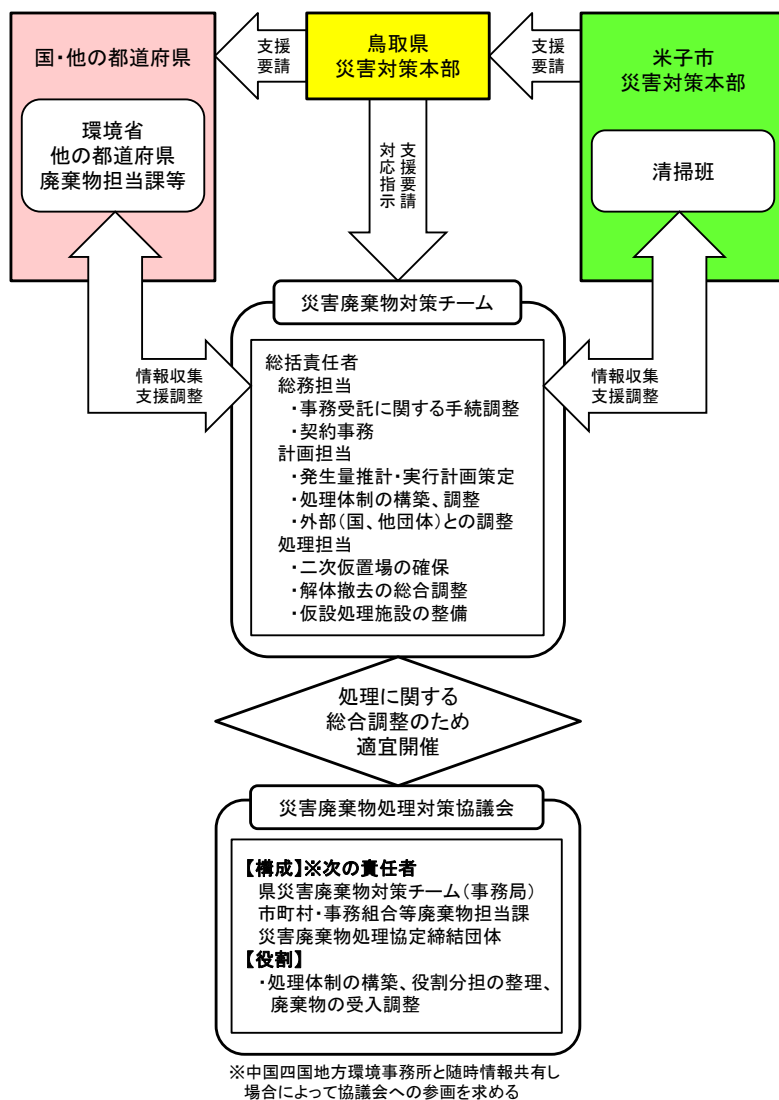


図 2 震度 7 発生時（最大想定時）の県内の組織体制

出典：県災害廃棄物処理基本計画（平成 30 年 4 月）に加筆

(2) 最大想定以外の災害時の県内の組織体制

「災害廃棄物処理対策協議会」は最大想定以外の災害時においても県（循環型社会推進課）が事務局機能を担い、運営される。

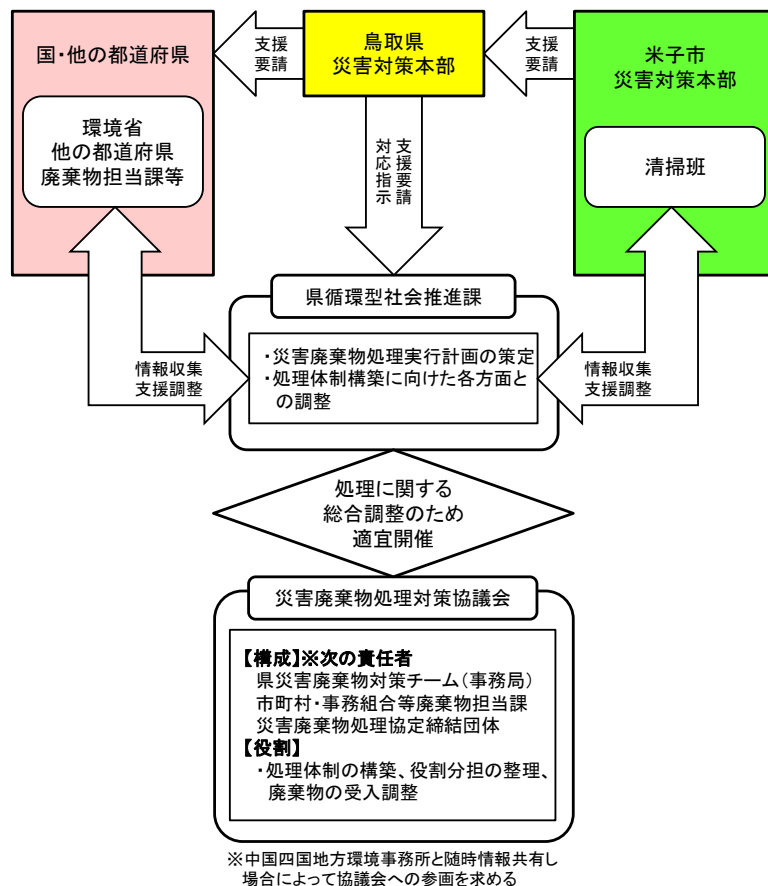


図 3 最大想定時以外の県内の組織体制

出典：県災害廃棄物処理基本計画（平成 30 年 4 月）に加筆

(3) 県外の広域支援体制

県内の既存施設で処理できない場合は、県外で広域処理を実施する。

災害廃棄物対策中国ブロック協議会では、行動計画において広域連携体制や体制確立の基本的な流れについて定めている。

ブロック内での処理については、市の要請に基づき、県が中国ブロックの広域支援本部と連携を図りながら調整を行う。

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定について

中国5県では、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」において、被災県が独自では十分な応急措置が実施できない場合の被災県に対する応急措置等の支援を実施する体制等が定められている。

【参考：中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（抜粋）】

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

カウンターパート制による支援担当県の優先順位

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

出典：「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領について

中国ブロックと四国ブロックが相互に支援をする場合のカウンターパートが、本実施要領で定められている。

【参考：中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領（抜粋）】
（カウンターパート制により支援を行う県）

第2条 協定第1条第1項に規定するカウンターパート制により被災県に対する支援を行う県の組合せを別表1のとおり定める。

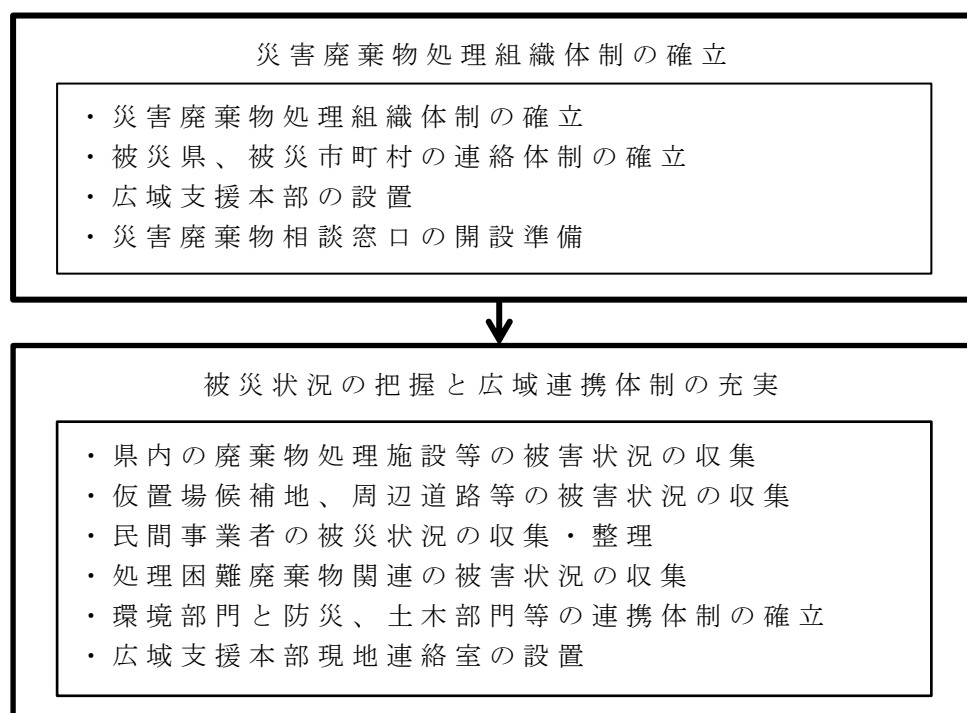
別表1

グルーピング	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

広域連携体制の確立について

大規模災害が発生したとき、被災市町村、被災県、応援県（市町村を含む）、国、民間団体は、基本的には、まず自組織内の体制を確立し、被災状況を収集・整理の後、関係機関との連携体制を構築する。被災市町村等が自組織のみで体制を確立することが困難な場合には、応援県、国、D.Waste-Net等の職員・専門家の派遣により体制確立を支援する。

広域連携体制の確立フロー



3 他の地方公共団体との連携

大規模災害発生時には、基本的に県が「災害廃棄物処理対策協議会」において他の市町村や民間事業者等との調整を行うこととなるが、本市で平時に発生する一般廃棄物のうち、不燃ごみやし尿等については鳥取県西部広域行政管理組合で処理していること、また、本市の焼却施設である米子市クリーンセンターでは近隣市町村の可燃ごみを受入れ焼却していることから、災害発生時にはこれらの地方公共団体とも個別に連携を図る必要がある。

(1) 鳥取県西部広域行政管理組合

平時に本市が鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザで処理を行っている一般廃棄物の区分は、次のとおりである。

表 2 平時にリサイクルプラザで処理を行っている一般廃棄物

種別	分別区分
不燃・不燃粗大ごみ	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ
資源物 (再生資源ごみ)	缶・ビン類 ペットボトル 牛乳パック 再利用ビン 古紙類

また、市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場及び白浜浄化場で処理している。

鳥取県西部広域行政管理組合 BCP について

鳥取県西部圏域内において災害が発生した際、災害時優先業務を最大限迅速、効果的に実施し、災害時における被害、特に施設被害を最小限にとどめるとともに、被害を受けた施設の復旧を最短時間で行うことを目的に、鳥取県西部広域行政管理組合 BCP が策定されている。

< 鳥取県西部広域行政管理組合 BCP 別紙 1 災害時優先業務項目表 (抜粋) >
【環境資源課】

2 縮小・休止する通常業務

① 縮小業務 (通常業務のうち、災害時においては縮小する業務)

優先順位	項目
A	不燃・不燃粗大ごみ処理
	ごみ搬入受付業務

② 休止業務 (通常業務のうち、災害時においては休止する業務)

優先順位	項目
A	再生資源ごみ処理

(2) 境港市、大山町、日吉津村

平時に本市が米子市クリーンセンターで可燃ごみの受入れを行っている自治体は、日吉津村、大山町（旧中山清掃センター処理相当分）、境港市の3市町村である。

災害発生時には、可燃ごみのうち優先処理する種類や受入可能量等について3市町村と協議を行う必要がある。

表 3 米子市クリーンセンターにおける平成30年度の可燃ごみ処理量

H30年度処理量（t）		割合（%）※ ¹	
		55,732	100
内訳	米子市	45,110	81
	日吉津村	1,279	2
	大山町※ ²	1,341	2
	境港市	8,002	14

※¹ 四捨五入の都合上、合計が異なる。

※² 旧中山清掃センター処理相当分。

4 民間事業者との連携

通常、市で処理することのない家屋解体に伴って発生するがれき類や瞬時に大量に発生する災害廃棄物の処理に当たっては、日々その役割を担っている関係業界の支援が不可欠であり、県や本市ではこれらの業界と災害廃棄物処理に関する協定を締結している。

本市の処理能力を超える災害（震度5強～6弱相当以上の災害）が発生した場合に円滑に関係業界の支援を得るためには業界との調整が必要になるが、県災害廃棄物処理計画において、県主導で設置される「災害廃棄物処理対策協議会」において県がその調整を行うこととされていることから、県に対して支援要請を行う。

なお、鳥取県清掃事業（協）と鳥取県西部事業系一般廃棄物（協）とは市が単独で協定を締結していることから、必要に応じて市が直接支援要請を行う。

表 4 災害廃棄物処理に関する協定一覧

協定書名	相手方	鳥取県	本市
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関する協定	(一社)鳥取県産業資源循環協会 (旧(一社)鳥取県産業廃棄物協会)	H18.10.27	H27.4.27
地震等大規模災害時における災害生活ごみの収集運搬の協力に関する協定	鳥取県清掃事業(協)	H18.10.27	
一般廃棄物の撤去、収集運搬並びに処分の協力に関する協定	鳥取県清掃事業(協)		H27.4.27
	鳥取県西部事業系一般廃棄物(協)		H27.4.27
地震等大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	鳥取県環境整備事業(協)	H18.10.27	H28.5.16
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関する協定	鳥取県解体工事業(協)	H18.10.27	
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県リサイクル(協)	H28.3.11	H31.4.17